

条例における構造及び点検・管理に関する規定の概要(追加)

資料3

都道府県	条例	構造基準に関する条文 (「-」は該当する条文が無いことを表す)				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日/改正日 ()内は施行日 (「-」は該当条文なし)	経過措置 (「-」は該当なし)
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	-	-	-	-	-
	〃 施行規則	-	-	-	-	-
福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例	(有害物質使用排水指定施設等の構造基準) 第50条 知事は、地下水水質保全特別区域において、有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設を設置する者が、当該施設からの有害物質(法定外有害物質使用特定施設にあっては、法定外有害物質)を含む水の地下への浸透を防止するため、準拠すべき当該施設の構造に関する基準を定め、公表するものとする。	-	-	第50条 平成8年7月16日制定 (平成9年4月1日) 改正なし	-
	〃 施行規則	-	-	-	-	-

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	（健康有害物質の使用状況等の調査等） 第67条 汚水等排出施設、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設又は規則で定める施設であって健康有害物質を取り扱うもの（以下「健康有害物質取扱施設」という。）を設置している者（以下「健康有害物質取扱者」という。）は、規則で定めるところにより、健康有害物質の使用状況等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。	－	－	第67条 平成13年12月21日制定 （平成14年4月1日） 改正なし	－	平成13年12月21日 条例第71号 （平成14年4月1日）	平成14年12月16日 条例第75号 平成16年12月17日 条例第63号 平成17年7月11日 条例第52号	平成13年12月21日 岩手県公害防止条例（昭和46年岩手県条例第36号）の全部を改正
	〃 施行規則	（健康有害物質の使用状況等の調査等） 第32条 条例第67条の規定による調査及びその結果の記録は、次に定めるところによる。 （1）調査は、年1回以上行うこと。 （2）調査の結果は、別に定める様式による健康有害物質使用状況等調査表により記録し、その記録を3年間保存すること。	－	－	第32条 平成13年12月21日制定 （平成14年4月1日） 改正なし	－	平成13年12月21日 規則第140号 （平成14年4月1日）	平成14年3月29日 規則第25号 平成15年11月28日 規則第112号 平成16年2月27日 規則第4号 平成16年12月17日 規則第96号 平成18年3月31日 規則第98号 平成18年5月31日 規則第113号 平成19年3月30日 規則第46号 平成22年3月23日 規則第10号	平成13年12月21日 岩手県公害防止条例施行規則の全部を改正
福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例	－	－	－	－	－	平成8年7月16日 条例第32号 （平成9年4月1日）	平成10年10月16日 条例第52号 平成11年12月24日 条例第61号 平成12年07月18日 条例第170号 平成13年07月10日 条例第54号 平成13年12月25日 条例第88号 平成14年03月26日 条例第22号 平成16年10月22日 条例第69号 平成16年12月24日 条例第87号 平成17年07月12日 条例第77号 平成18年10月17日 条例第87号	平成8年07月16日 福島県生活環境保全条例（昭和46年福島県条例第37号）は廃止
	〃 施行規則	－	－	－	－	－	平成8年10月18日 規則第75号 （平成9年4月1日）	平成10年03月31日 規則第24号 平成12年04月01日 規則第118号 平成13年01月05日 規則第2号 平成13年07月10日 規則第78号 平成14年03月26日 規則第25号 平成15年03月28日 規則第35号 平成15年12月26日 規則第99号 平成17年03月25日 規則第34号 平成19年03月20日 規則第14号 平成19年06月29日 規則第55号 平成20年03月28日 規則第56号 平成22年06月25日 規則第44号	－

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	(施設の構造) 第59条 有害物質使用事業者は、その設置する有害物質使用施設について、規則で定める有害物質使用施設の構造とするように努めなければならない。	－	－	第59条 平成17年3月24日制定 (平成17年10月1日) 改正なし	－
	〃 施行規則	(有害物質使用施設の構造) 第28条 条例第59条の規則で定める有害物質使用施設の構造は、次に掲げる構造とする。 (1) 有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。 (2) 有害物質使用施設から薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設置することとし、かつ、その容量を十分に確保すること。 (3) 有害物質使用施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、漏えい等の有無について確認することができる措置を講ずること。	－	－	第28条 平成17年9月30日制定 (平成17年10月1日) 改正なし	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	(自主点検等) 第61条 有害物質使用事業者は、その設置する有害物質使用工場からの有害物質の漏えいの有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。 2 有害物質使用事業者は、前項の点検の結果等から、その設置する有害物質使用工場から有害物質が漏えいし、有害物質又はこれを含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、その漏えいの箇所の周辺の土壌又は地下水を規則で定める方法により測定しなければならない。	－	－	第61条 平成17年3月24日制定 (平成17年10月1日) 改正なし	－	平成17年3月24日 条例第9号 (平成17年10月1日)	平成18年03月28日 条例第16号 平成18年11月17日 条例第63号 平成22年03月26日 条例第10号	平成17年03月24日 公害防止条例の全部を改正
	〃 施行規則	(自主点検等) 第30条 条例第61条第1項の規定による自主点検の結果は、自主点検結果記録表(様式第11号)により記録し、その記録を10年間保存するものとする。 2 条例第61条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 土壌にあつては、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)及び土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に定める方法 (2) 地下水にあつては、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年環境省告示第17号)に定める方法	－	－	第30条 平成17年9月30日制定 (平成17年10月1日) 改正なし	－	平成17年9月30日 規則第98号 (平成17年10月1日)	平成18年07月04日 規則第68号 平成18年09月21日 規則第77号 平成18年11月17日 規則第89号 平成19年09月20日 規則第77号 平成21年03月31日 規則第42号 平成21年09月30日 規則第79号	平成17年09月30日 公害防止条例施行規則の全部を改正

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	(特定有害物質管理基準の設定) 第19条 知事は、特定有害物質(土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であつて規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。	－	－	第19条 平成16年10月14日制定 (平成17年4月1日) 改正なし	－
	// 施行規則	(特定有害物質管理基準) 第17条 条例第19条の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。 別表第4 特定有害物質管理基準(第17条関係) 1 特定有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであつて、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆が施されていること。 2 特定有害物質使用施設からの薬液、汚水等が地下に浸透し、又は屋外に飛散し、若しくは流出しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設けることとし、その防液堤、受槽等の容量は、薬液槽等の容量を十分に確保することができるものとする。 3 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設(以下この表において「施設等」という。)は、床面から離して設置する等容易に点検することができる構造とすること。ただし、これにより難しい場合にあっては、漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること。 4 特定有害物質使用施設に係る配管は、耐薬品性の材質とし、汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるものとする。 5 施設等については、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。 6 特定有害物質を含む原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。	－	－	第17条 平成17年1月31日制定 (平成18年10月1日) 改正なし	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	(特定有害物質管理基準の設定) 第19条 知事は、特定有害物質(土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を製造し、使用し、又は処理する施設であって規則で定めるもの(以下「特定有害物質使用施設」という。)の構造及び特定有害物質の管理の方法に関する基準(以下「特定有害物質管理基準」という。)を規則で定めるものとする。	－	－	第19条 平成16年10月14日制定 (平成17年4月1日) 改正なし	－	平成16年10月14日 条例第40号 (平成17年4月1日)	－	平成16年10月14日 公害防止条例の全部を改正
	// 施行規則	(特定有害物質管理基準) 第17条 条例第19条の規則で定める基準は、別表第4に掲げるとおりとする。 別表第4 特定有害物質管理基準(第17条関係) 1 特定有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆が施されていること。 2 特定有害物質使用施設からの薬液、汚水等が地下に浸透し、又は屋外に飛散し、若しくは流出しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設けることとし、その防液堤、受槽等の容量は、薬液槽等の容量を十分に確保することができるものとする。こと。 3 特定有害物質使用施設並びに特定有害物質使用施設に係る薬液貯槽、配管及び排水処理施設(以下この表において「施設等」という。)は、床面から離して設置する等容易に点検することができる構造とすること。ただし、これにより難しい場合にあつては、漏洩等の有無について確認することができる措置を講ずること。 4 特定有害物質使用施設に係る配管は、耐薬品性の材質とし、汚水の系統ごとに区分し、かつ識別することができるものとする。こと。 5 施設等については、薬液の漏洩の有無、薬品の使用量、排水処理及び排出水の状況その他必要と認められる項目を1日に1回以上点検し、その結果を記録しておくこと。 6 特定有害物質を含む原料、廃液等の保管に当たっては、地下に浸透し、又は周辺に飛散し、若しくは流出しないよう対策を講じ、適切な管理を行うこと。	－	－	第17条 平成17年1月31日制定 (平成18年10月1日) 改正なし	－	平成17年1月31日 規則第1号 (平成17年4月1日)	平成18年09月29日 規則第72号	平成17年1月31日 公害防止条例施行規則の全部を改正

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「-」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日/改正日 ()内は施行日 (「-」は該当条文なし)	経過措置 (「-」は該当なし)
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	-	-	-	-	-
	// 施行規則	-	-	-	-	-

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	<p>（自主点検） 第45条 水質有害物質使用特定事業場又は有害物質使用特定事業場（以下「水質有害物質使用特定事業場等」という。）の設置者は、水質有害物質による土壌又は地下水の汚染を未然に防止するため、当該水質有害物質使用特定事業場等に設置された施設からの水質有害物質の漏えいの有無を定期的に点検しなければならない。</p> <p>2 水質有害物質使用特定事業場等の設置者は、前項の点検の結果、水質有害物質を含む水が地下に浸透しているおそれがあるときは、知事が別に定める方法によりその状況を調査しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による調査の方法を定めるときは、告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。</p> <p>（点検結果等の記録） 第47条 水質有害物質使用特定事業場等の設置者は、規則で定めるところにより、第45条第1項若しくは第2項の規定による点検若しくは調査又は前条第1項の規定による調査の結果を記録しておかなければならない。</p>	－	－	第45条、第47条 平成12年3月23日制定 （平成12年10月1日） 改正なし	－	平成12年3月23日 条例第50号 （平成12年10月1日）	平成13年3月27日条例第23号 平成15年10月10日条例第55号 平成16年12月24日条例第65号 平成17年3月24日条例第27号	平成12年3月23日 本条例の公布による公害防止条例の廃止
	// 施行規則	<p>（自主点検等の結果の記録） 第28条 条例第47条の規定による点検又は調査の結果は、点検にあつては別記様式第10号による自主点検結果記録表によって、調査にあつては別記様式第11号による調査結果記録表によって記録し、その記録を3年間保存しておかなければならない。</p>	－	－	第28条 平成12年3月23日制定 （平成12年10月1日） 改正なし	－	平成12年3月23日 条例第50号 （平成12年10月1日）	平成13年 3月30日規則第15号 平成14年 3月12日規則第6号 平成15年10月10日規則第74号 平成17年 3月31日規則第65号 平成19年 7月 3日規則第68号	平成12年7月10日 本条例施行規則の公布による公害防止条例施行規則の廃止

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日/改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(有害物質使用排水指定施設等の構造基準) 第75条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。	(工場の設置の認可) 第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。 2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 工場の名称及び所在地 (3) 業種並びに作業の種類及び方法 (4) 建物及び施設の構造及び配置 (5) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 (6) 自動車の出入口が接する道路の幅員 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭が第68条第1項に規定する規制基準を超えず、当該工場において使用される燃料及び当該工場に設置される施設が第69条第1項に規定する基準及び第70条から第77条までの規定に適合し、当該工場の位置が第78条の規定に違反せず、並びに当該工場の自動車の出入口が第79条の規定に適合するときは、第1項の認可をしなければならない。 4 知事は、第1項の規定による認可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。	第159条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 二 第81条第1項の規定による認可を受けないで、工場を設置した者 第161条 次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。 一 第82条第1項の規定による認可を受けないで、第81条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更した者	第75条 平成12年12月22日制定 (平成13年4月1日) 改正なし 第81条 平成12年12月22日制定 (平成13年4月1日) 改正なし 第159条、161条 平成12年12月22日制定 (平成13年4月1日) 改正なし	－
	〃 施行規則	(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第28条 条例第75条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第7に掲げるとおりとする。 [別表7] 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等(第28条関係) 1 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。 2 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第6号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。 3 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。 4 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。 5 薬品槽の液面、バルブ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。 6 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。	－	－	第28条 平成13年3月9日制定 (平成13年4月1日) 改正なし	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第75条 有害物質を取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければならない。	－	－	第75条 平成12年12月22日制定 (平成13年4月1日) 改正なし	－	平成12年12月22日 条例第215号 (平成13年4月1日) 平成13年06月15日 条例第86号 平成13年12月26日 条例第118号 平成15年10月14日 条例第128号 平成15年12月24日 条例第157号 平成16年03月31日 条例第62号 平成16年06月23日 条例第131号 平成17年03月31日 条例第85号 平成18年03月09日 条例第5号 平成19年03月16日 条例第65号 平成19年06月30日 条例第85号 平成20年07月02日 条例第93号 平成21年03月31日 条例第44号 平成22年06月23日 条例第82号	－	
	〃 施行規則	(有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等) 第28条 条例第75条に規定する有害物質取扱施設に係る規則で定める構造並びに使用及び管理の方法の基準は、別表第7に掲げるとおりとする。 [別表7] 有害物質取扱施設の地下浸透防止の構造基準等(第28条関係) 1 有害物質を取り扱う場所又は保管する場所(以下この表で「作業場等」という。)の床は、コンクリート造り等であって、その表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。 2 作業場等の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(第6号で「防液堤等」という。)を設けた構造であること。 3 薬品槽等は、床面から離して設置する等、漏えいを確認できる構造であること。 4 薬品槽等からの送液は配管により行い、送液過程での漏えいを確認できる構造であること。 5 薬品槽の液面、パルプ類については、作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに漏えい箇所の補修を行うこと。 6 作業場等の床面、防液堤等については、定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。	－	－	第28条 平成13年03月09日制定 (平成13年4月1日) 改正なし	－	平成13年03月09日 規則第34号 (平成13年4月1日) 平成13年06月15日 規則第183号 平成13年08月24日 規則第231号 平成13年12月26日 規則第261号 平成14年03月13日 規則第29号 平成14年07月01日 規則第210号 平成15年02月14日 規則第10号 平成17年03月31日 規則第47号 平成18年03月01日 規則第14号 平成18年03月31日 規則第110号 平成18年05月01日 規則第161号 平成18年09月29日 規則第205号 平成19年03月16日 規則第25号 平成19年04月13日 規則第155号 平成20年07月02日 規則第167号 平成21年03月31日 規則第75号 平成21年08月31日 規則第126号 平成22年03月30日 規則第35号 平成22年08月10日 規則第173号	－	

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日/改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<p>(特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止)</p> <p>第29条 事業者は、排水指定物質(その化合物を含む。)のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき(同項の規則の改正により新たに特定有害物質が追加された場合にあつては、当該規則の施行日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>4 知事は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。</p>	<p>(設置の許可)</p> <p>第3条 指定事業所は、知事の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 指定事業所の名称及び所在地 (3) 指定事業所の業種 (4) 指定事業所の位置 (5) 指定事業所の周辺の状況 (6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造 (7) 別表第1に掲げる作業の種類 (8) 別表第1に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間</p> <p>(9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量 (10) 指定事業所における用水及び排水の系統 (11) 排水の排出先 (12) 別表第1に掲げる作業の工程 (13) 公害の防止の方法に関する計画 (14) その他規則で定める事項</p> <p>3 前項第13号の計画は、当該指定事業所に係る項第3号から第12号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害(地盤の沈下によるものを除く。以下この節及び次節において同じ。)について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。</p>	<p>第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者 (2) 第26条第2項、第30条第1項、第33条第2項又は第53条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者 (3) 第29条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第86条の規定による命令に違反した者</p> <p>第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者 第122条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第29条第4項又は第53条第5項の規定による命令に違反した者</p>	<p>第29条 平成9年10月17日制定 (平成10年4月1日) 平成16年3月30日一部改正 (平成16年4月1日) 第5項の条文を削除し、第2項の条文を改正</p> <p>第3条、4条 平成9年10月17日制定 (平成10年4月1日) 改正なし</p> <p>第119条、121条、122条 平成9年10月17日制定 (平成10年4月1日) 平成12年12月26日一部改正 平成16年3月30日一部改正</p>	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	<p>（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）</p> <p>第59条 特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地（特定有害物質使用事業所が特定有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び特定有害物質使用事業所が廃止された場合の当該特定有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「特定有害物質使用地」という。）を譲渡しようとするとき又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときあつては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときあつては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。</p> <p>3 特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、調査を行い、その結果その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、前項の届出を受けた場合において、特定有害物質による汚染により土壌の汚染の状態が規則で定める土壌汚染に係る基準に適合していないと認めるときは、土壌の汚染が確認された土地の住所その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	－	－	<p>第59条 平成9年10月17日制定 （平成10年4月1日）</p> <p>平成16年3月30日1部改正 （平成16年4月1日） 第4項を新たに追加</p>	<p>平成9年10月17日 条例第35号 （平成10年4月1日）</p>	<p>平成12年11月28日条例第73号 平成12年12月26日条例第79号 平成13年3月27日条例第19号 平成14年10月1日条例第55号 平成16年2月6日条例第3号 平成16年3月30日条例第22号 平成20年7月22日条例第40号 平成21年7月17日条例第57号</p>	平成9年10月17日 本条例の公布による公害防止条例の廃止	

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日/改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例		<p>（許可の基準等）</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項又は第33条第2項の規定に違反すると認めるとき。</p> <p>(3) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき</p> <p>2 知事は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、また、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p>			
	// 施行規則	<p>（施設の構造基準）</p> <p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であつて、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあつては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、弗（ふっ）素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p>	－	－	第35条 平成9年12月26日制定 (平成10年4月1日) 改正なし	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日/改正日 （（）内は施行日） （「－」は該当条文なし）				
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例								
	// 施行規則	<p>（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等） 第49条 条例第59条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 条例第59条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要 (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要 (3) 過去の事業活動の概要 (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量 (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (10) 地形、地質等の概要 (11) その他知事が特に必要と認める事項</p>	—	—	第49条 平成9年12月26日制定 (平成10年4月1日) 改正なし	—	平成9年12月26日 規則第113号 (平成10年4月1日)	平成10年4月28日規則第54号 平成10年11月27日規則第89号 平成11年3月30日規則第17号 平成11年3月31日規則第28号 平成11年9月24日規則第75号 平成11年12月28日規則第93号 平成12年3月31日規則第100号 平成12年9月12日規則第135号 平成12年10月13日規則第140号 平成13年1月5日規則第1号 平成13年1月23日規則第5号 平成13年3月30日規則第66号 平成14年3月29日規則第43号 平成14年11月26日規則第96号 平成15年2月14日規則第7号 平成15年8月29日規則第108号 平成16年3月30日規則第52号 平成16年6月29日規則第65号 平成17年3月29日規則第82号 平成19年6月29日規則第86号 平成19年8月31日規則第93号 平成20年7月25日規則第80号 平成21年5月1日規則第49号 平成21年10月27日規則第85号 平成22年3月30日規則第37号	平成9年12月26日 本条例施行規則の公布による公害防止条例施行規則の廃止

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「－」は該当条文なし)	経過措置 (「－」は該当なし)
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	－	－	－	－	－
	〃 施行規則	－	－	－	－	－
徳島県	徳島県生活環境保全条例	－	－	－	－	－
	〃 施行規則	－	－	－	－	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	(特定有害物質等を取り扱う施設の点検) 第37条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。	－	－	第37条 平成15年3月25日制定 (平成15年10月1日) 改正なし	－	平成15年3月25日 条例第7号 (平成15年10月1日)	平成21年3月27日条例第25号 平成21年7月10日条例第38号 平成22年3月26日条例第11号	平成15年3月25日 公害防止条例の全部を改正
	〃 施行規則	－	－	－	－	－	平成15年8月22日 規則第87号 (平成15年10月1日)	平成17年 3月22日規則第28号 平成17年 7月 5日規則第66号 平成17年 9月30日規則第104号 平成17年12月20日規則第120号 平成17年12月27日規則第124号 平成18年 1月31日規則第1号 平成18年 3月17日規則第7号 平成18年 3月31日規則第35号 平成18年 6月16日規則第65号 平成18年12月26日規則第97号 平成20年 1月11日規則第3号 平成20年 3月28日規則第34号 平成21年 3月27日規則第21号 平成21年 7月10日規則第40号 平成21年12月25日規則第58号 平成22年 1月29日規則第4号 平成22年 3月19日規則第13号	－
徳島県	徳島県生活環境保全条例	(特定有害物質等を取り扱う施設の点検) 第50条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。	－	－	－	－	平成17年03月30日 条例第24号 (平成17年4月1日)	平成17年10月25日 条例第104号 平成18年03月30日 条例第19号 平成20年10月24日 条例第44号	平成17年3月30日 本条例の公布による公害防止条例の廃止
	〃 施行規則	－	－	－	－	－	平成17年3月31日 規則第30号 (平成17年4月1日)	平成17年10月25日 規則第88号 平成17年10月25日 規則第89号 平成18年03月30日 規則第10号 平成18年09月29日 規則第71号 平成19年09月28日 規則第64号 平成21年02月17日 規則第1号 平成21年03月26日 規則第8号	－

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「－」は該当条文なし)	経過措置 (「－」は該当なし)
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	(特定有害物質の製造等を行う施設の構造) 第42条 特定有害物質の製造、使用又は処理(以下「製造等」という。)を行う工場又は事業場を設置しようとし、又は設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設について、規則で定める構造に関する基準を遵守するよう努めなければならない。	－	－	第42条 昭和46年3月20日制定 (昭和46年9月19日) 平成21年3月24日一部改正。 (平成21年10月1日) 条文番号を変更。条文内容変更なし。	－
	〃 施行規則	(特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準) 第31条 条例第42条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、 <u>コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。</u> (2) 特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、 <u>流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。</u> (3) 特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。	－	－	第31条 昭和46年9月18日制定 (昭和46年9月19日) 平成21年3月31日一部改正 (平成21年10月1日) 条文番号を変更。条文内容変更なし。	－

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	(特定有害物質の飛散等の点検等) 第44条 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、特定有害物質の製造等を行う施設からの特定有害物質の飛散、流出又は地下への浸透の有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。 2 特定有害物質の製造等を行う工場又は事業場を設置している者は、前項の規定による点検の結果等から、当該工場又は事業場の敷地内において特定有害物質が地下に浸透しているおそれがあるときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該箇所周辺の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。	－	－	第44条 昭和46年3月20日制定 (昭和46年9月19日) 平成21年3月24日一部改正。 (平成21年10月1日) 条文内容変更なし。条文番号のみ変更。	昭和46年3月20日 条例第1号 (昭和46年9月19日)	昭和47年3月31日条例第3号 昭和48年3月30日条例第4号 昭和49年12月25日条例第58号 昭和54年10月30日条例第22号 昭和57年3月31日条例第2号 平成2年3月29日条例第9号 平成3年3月22日条例第4号 平成4年3月26日条例第5号 平成6年7月20日条例第25号 平成7年3月22日条例第4号 平成12年3月27日条例第30号 平成12年12月20日条例第98号 平成13年3月27日条例第3号 平成20年3月25日条例第12号 平成21年3月24日条例第16号 平成22年3月26日条例第8号	平成20年3月25日条例第12号 公害防止条例 題名改正	
	〃 施行規則	－	－	－	－	昭和46年9月18日 規則第42号 (昭和46年9月19日)	昭和55年9月30日規則第73号 平成3年6月7日規則第40号 平成4年3月31日規則第35号 平成6年7月20日規則第41号 平成6年8月1日規則第42号 平成11年3月31日規則第35号 平成12年3月31日規則第44号 平成16年2月27日規則第9号 平成17年3月18日規則第16号 平成18年4月28日規則第55号 平成20年3月31日規則第31号 平成21年3月31日規則第38号 平成21年5月29日規則第49号 平成22年3月30日規則第27号 平成22年4月16日規則第40号 平成22年6月29日規則第44号	平成20年3月31日規則第31号香川県生活環境の保全に関する条例施行規則 題名改正	

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「-」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日/改正日 ()内は施行日 (「-」は該当条文なし)	経過措置 (「-」は該当なし)
熊本県	熊本県地下水保全条例	-	-	-	-	-
	// 施行規則	-	-	-	-	-

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
熊本県	熊本県地下水保全条例	(自主検査の実施等) 第19条 対象事業場の設置者は、規則で定めるところにより、当該事業場内の井戸水及び地下浸透水並びに排出水の水質検査を定期的に実施し、その結果を記録保存しておかなければならない。 2 対象事業場の設置者は、対象化学物質の使用等について規則で定める事項を記録保存しておかなければならない。	－	－	第19条 平成2年10月2日制定 (平成3年4月1日) 平成12年6月21日一部改正 (平成13年1月1日) 条文内容変更なし。条文番号のみ変更。	－	平成2年10月02日 条例第52号 (平成3年4月1日)	平成4年03月22日 条例第28号 平成6年03月29日 条例第22号 平成7年10月02日 条例第53号 平成8年07月02日 条例第51号 平成12年03月23日 条例第8号 平成12年06月21日 条例第63号 平成13年03月23日 条例第9号 平成17年09月30日 条例第72号	平成2年10月02日 熊本県地下水の採取に関する条例は廃止
	// 施行規則	(自主検査の実施等) 第11条 条例第19条第1項の規定による自主検査は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 井戸水(対象事業場内の井戸水に限る。)及び地下浸透水の汚染状態の測定は、第6条に規定する方法により、年2回以上(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の対象事業場については、年1回以上。第2号において同じ。)行うこと。 (2) 排出水の汚染状態の測定は、第7条第2項に規定する方法により行うこと。 (3) 自主検査の結果は、水質測定記録表(別記第6号様式)により記録し、その結果を3年間保存するものとする。 2 条例第19条第2項で定める対象化学物質の使用について規則で定める事項は、対象化学物質使用状況記録表(別記第7号様式)によるものとし、その記録を3年間保存するものとする。	－	－	第11条 平成2年12月22日制定 (平成3年4月1日) 平成8年3月25日一部改正 (平成8年10月1日) 条文内容変更なし。引用条文番号のみ変更。	－	平成2年12月22日 規則第56号 (平成3年4月1日)	平成8年03月25日 規則第8号 平成8年08月09日 規則第42号 平成12年10月16日 規則第53号	平成2年12月22日 熊本県地下水の採取に関する条例施行規則は廃止

都道府県	条例	構造基準に関する条文（「-」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「-」は該当条文なし)	経過措置 (「-」は該当なし)
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	-	-	-	-	-
	〃 施行規則	-	-	-	-	-

都道府県	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	(特定有害物質等の管理状況に関する点検) 第37条 特定有害物質等を取り扱う施設(特定有害物質等をその施設において製造し、使用し、処理し、又は保管する施設であって、規則で定めるものをいう。以下この条及び次条において「特定有害物質等取扱施設」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無その他規則で定める事項に関する点検(次条において「特定有害物質等の管理状況に関する点検」という。)を行わなければならない。	－	－	第37条 平成20年12月26日制定 (平成21年10月1日) 改正なし	－	平成20年12月26日 条例第43号 (平成21年10月1日)	－	平成20年12月26日 沖縄県公害防止条例の全部を改正
	〃 施行規則	(特定有害物質等の点検) 第24条 条例第37条の規定による点検は、1年に1回以上、次に掲げる事項について実施することとする。 (1) 特定有害物質等取扱施設(付属設備、機器等を含む。)の構造及び機能の異常並びに故障及び破損の有無 (2) 特定有害物質等取扱施設における特定有害物質等の飛散又は流出の有無 (3) 特定有害物質等の製造、使用、処理及び保管(以下この項において「製造等」という。)の量及び移出入の状況 (4) 特定有害物質等の製造等の過程における作業場所の床面積の亀裂又は損傷の有無 2 前項の点検を行った結果等については、次に掲げる事項に関して記録し、及びその記録を3年間保存すること。 (1) 特定有害物質等取扱施設を設置している工場又は事業場(以下「特定有害物質等取扱事業場」という。)の名称及び所在地 (2) 特定有害物質等取扱施設の種類(第23条各号のいずれかに該当する号及び当該施設の名称) (3) 特定有害物質等の種類又は名称 (4) 点検を行った年月日 (5) 点検を行った者又は点検に立会った者の氏名 (6) 点検の項目及び方法並びに実施結果	－	－	第24条 平成21年9月30日制定 (平成21年10月1日) 改正なし	－	平成21年9月30日 規則第49号 (平成21年10月1日)	－	平成21年9月30日 沖縄県公害防止条例施行規則の全部を改正

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（○内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	(構造等基準の遵守) 第91条 有害物質取扱事業者は、その設置する有害物質取扱事業場について、規則で定める構造に関する基準(以下「構造基準」という。)及び規則で定める管理に関する基準(以下「管理基準」という。)を遵守しなければならない。	(有害物質取扱事業場の設置の届出) 第92条 有害物質取扱事業者は、有害物質取扱事業場を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 有害物質取扱事業場の名称及び所在地 (3) 有害物質取扱事業場の種類 (4) 有害物質の種類及び使用方法 (5) 有害物質取扱事業場の構造 (6) その他規則で定める事項 第93条 一の事業場が有害物質取扱事業場となった際現にその事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該事業場が有害物質取扱事業場となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (有害物質取扱事業場の構造等の変更の届出) 第94条 第92条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第92条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	第130条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第30条第1項、第32条第1項、第92条第1項、第94条第1項又は第95条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第38条第2項、第43条、第69条第2項、第76条、第80条第2項又は第82条第2項の規定による命令に違反した者 第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第31条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第54条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第93条第1項、第109条第1項、第110条第1項、第111条第1項又は第118条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第34条第1項、第64条第1項又は第97条第1項の規定に違反した者 (3) 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	第91条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日) 改正なし 第92条、93条、94条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日) 改正なし 第130条、131条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日) 改正なし	－
	// 施行規則	(有害物質取扱事業場の構造等の基準) 第49条 条例第91条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 有害物質を保管し、又は取り扱う場所(水質汚濁防止法施行令別表第1第74号の施設を除く。以下「取扱場所」という。)の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性の材料で作られていること、及び使用する物質により床の材質が劣化するおそれがあるときは、その表面に当該物質に耐性のある材質の被覆が施されていること。 (2) 取扱場所の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(以下「防液堤」という。)を設けた構造であること。ただし、有害物質を使用し、又は貯蔵している機械、設備、器具等の下に不浸透性の材料で作られた受け皿等(以下「受け皿等」という。)を設置する場合は、この限りでない。 (3) 薬品槽(有害物質を貯蔵している設備、容器等をいう。以下同じ。)は、床面から離して設置し、又は受け皿等を設置するなど、漏えいがあった場合に、その確認ができる構造であること。 2 条例第91条の規則で定める管理に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 薬品槽の液面、薬品槽、受け皿等、配管及びバルブ類については作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに、漏えい箇所の補修を行うこと。 (2) 取扱場所の床、受け皿等及び防液堤については定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。	－	－	第49条 平成15年02月03日制定 (平成15年2月26日) 改正なし	(土壌及び地下水の汚染の防止に係る経過措置) 第7条 この規則の施行の際現に設置されている有害物質取扱事業場(現に設置の工事がされているものを含む。)については、第49条第1項の規定は、平成15年8月26日から適用する。 2 この規則の施行の際現に設置されている有害物質取扱事業場(現に設置の工事がされているものを含む。)に係る条例第93条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「6月以内」とする。

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日 （（）内は施行日） （「－」は該当条文なし）				
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	(構造等基準の遵守) 第91条 有害物質取扱事業者は、その設置する有害物質取扱事業場について、規則で定める構造に関する基準(以下「構造基準」という。)及び規則で定める管理に関する基準(以下「管理基準」という。)を遵守しなければならない。	(有害物質取扱事業場の設置の届出) 第92条 有害物質取扱事業者は、有害物質取扱事業場を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 有害物質取扱事業場の名称及び所在地 (3) 有害物質取扱事業場の種類 (4) 有害物質の種類及び使用方法 (5) 有害物質取扱事業場の構造 (6) その他規則で定める事項 93条 一の事業場が有害物質取扱事業場となった際現にその事業場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該事業場が有害物質取扱事業場となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (有害物質取扱事業場の構造等の変更の届出) 第94条 第92条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第92条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	第130条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 (1) 第30条第1項、第32条第1項、第92条第1項、第94条第1項又は第95条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1) 第31条第1項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第54条、第60条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第93条第1項、第109条第1項、第110条第1項、第111条第1項又は第118条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第91条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日)改正なし 第92条、93条、94条、95条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日)改正なし 第130条、131条 平成14年3月6日制定 (平成15年2月26日)改正なし	－	平成14年3月6日 条例第5号 (平成15年2月26日)	平成18年12月13日条例第53号 平成19年06月29日条例第30号 平成21年12月10日条例第60号	札幌市公害防止条例(昭和47年条例第28号)の全部改正(平成14年3月条例第5号)
	// 施行規則	(有害物質取扱事業場の構造等の基準) 第49条 条例第91条の規則で定める構造に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 有害物質を保管し、又は取り扱う場所(水質汚濁防止法施行令別表第1第74号の施設を除く。以下「取扱場所」という。)の床は、コンクリート、タイル等の不透水性の材料で作られていること、及び使用する物質により床の材質が劣化するおそれがあるときは、その表面に当該物質に耐性のある材質の被覆が施されていること。 (2) 取扱場所の周囲は、排水、廃液等の流出を防ぐための防液堤、流出防止溝又はためます(以下「防液堤」という。)を設けた構造であること。ただし、有害物質を使用し、又は貯蔵している機械、設備、器具等の下に不透水性の材料で作られた受け皿等(以下「受け皿等」という。)を設置する場合は、この限りでない。 (3) 薬品槽(有害物質を貯蔵している設備、容器等をいう。以下同じ。)は、床面から離して設置し、又は受け皿等を設置するなど、漏えいがあった場合に、その確認ができる構造であること。 2 条例第91条の規則で定める管理に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 薬品槽の液面、薬品槽、受け皿等、配管及びバルブ類については作業の前後等に点検し、漏えいを発見した場合は、直ちに漏えい防止の措置を講ずるとともに、漏えい箇所の補修を行うこと。 (2) 取扱場所の床、受け皿等及び防液堤については定期的に点検し、亀裂等を発見した場合は、直ちに補修すること。	－	－	第49条 平成15年02月03日制定 (平成15年2月26日)改正なし	(土壌及び地下水の汚染の防止に係る経過措置) 第7条 この規則の施行の際現に設置されている有害物質取扱事業場(現に設置の工事がされているものを含む。)については、第49条第1項の規定は、平成15年8月26日から適用する。 2 この規則の施行の際現に設置されている有害物質取扱事業場(現に設置の工事がされているものを含む。)に係る条例第93条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「6月以内」とする。	平成15年02月03日 規則第4号 (平成15年2月26日)	平成15年08月06日規則第61号 平成16年02月26日規則第7号 平成17年02月23日規則第5号 平成18年12月13日規則第105号 平成19年03月22日規則第8号 平成19年06月29日規則第40号 平成21年12月10日規則第49号	札幌市公害防止条例施行規則(昭和47年規則第99号)の全部改正(平成15年2月)

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（○内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	<p>(特定有害物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止)</p> <p>第29条 事業者は、排水指定物質(その化合物を含む。)のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので規則で定める排水指定物質(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するときは、規則で定める構造を有するものとしなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>4 市長は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定め、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。</p>	<p>(設置の許可)</p> <p>第3条 指定事業所は、市長の許可を受けた後でなければ設置してはならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 指定事業所の業種</p> <p>(4) 指定事業所の位置</p> <p>(5) 指定事業所の周辺の状態</p> <p>(6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造</p> <p>(7) 別表に掲げる作業の種類</p> <p>(8) 別表に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間</p> <p>(9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量</p> <p>(10) 指定事業所における用水及び排水の系統</p> <p>(11) 排水の排出先</p> <p>(12) 別表に掲げる作業の工程</p> <p>(13) 公害の防止の方法に関する計画</p> <p>(14) その他規則で定める事項</p> <p>3 前項第13号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第12号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害(地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。)について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 第25条第1項、第28条第1項又は第31条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第32条第2項の規定に違反すると認めるとき。</p> <p>(3) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあっては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、かつ、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p>	<p>第159条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者</p> <p>(2) 第26条第2項、第32条第2項又は第51条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者</p> <p>(3) 第29条第3項、第35条、第36条、第47条第3項又は第82条の規定による命令に違反した者</p> <p>第161条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者</p>	<p>第29条 平成14年12月25日制定(平成15年4月1日)改正なし</p> <p>第3条、4条 平成14年12月25日制定(平成15年4月1日)改正なし</p> <p>第159条、161条 平成14年12月25日制定(平成15年4月1日)改正なし</p>	－
	// 施行規則	<p>(施設の構造基準)</p> <p>第36条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周辺に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 第34条第2項第9号から第18号までに掲げる物質(以下「有機塩素系溶剤」という。)を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れが生じるおそれがある場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性を持つフラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面が被覆されていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p>	－	－	<p>第36条 平成15年03月07日制定(平成15年4月1日)改正なし</p>	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日 （）内は施行日 （「－」は該当条文なし）				経過措置 （「－」は該当なし）
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	－	－	－	－	－	平成14年12月25日 条例第58号 （平成15年4月1日）	平成16年03月05日条例第12号 平成16年12月24日条例第73号 平成18年12月25日条例第75号 平成21年03月05日条例第7号	－
	// 施行規則	－	－	－	－	－	平成15年03月07日 規則第17号 （平成15年4月1日）	平成16年04月01日規則第46号 平成16年04月01日規則第49号 平成16年06月25日規則第76号 平成17年03月25日規則第34号 平成18年03月31日規則第84号 平成18年09月29日規則第133号 平成19年05月25日規則第67号 平成19年06月25日規則第79号 平成20年10月03日規則第88号 平成21年03月31日規則第47号 平成21年06月05日規則第67号 平成22年03月25日規則第13号 平成22年06月25日規則第51号	－

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日/改正日（）内は施行日（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	<p>(特定有害物質の製造等を行う作業に係る水等の地下浸透の禁止)</p> <p>第46条 事業者は、排水指定物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水指定物質で規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。 2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を規則で定める構造に適合するものとしなければならない。 3 市長は、第1項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。 4 市長は、事業者が第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて施設を同項の規則で定める構造に適合するものに改善するよう命ずることができる。 5 第1項及び第2項の規定は、第1項の規則の改正により新たに特定有害物質となった物質又は当該物質を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。</p>	<p>(設置の許可)</p> <p>第17条 指定事業所を設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した書類(第30条第1項の規定により書面を作成した場合は、当該書面を含む。)を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部の事項についての記載を省略することができる。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 (2) 指定事業所の名称及び所在地 (3) 指定事業所の業種 (4) 指定事業所の位置 (5) 指定事業所の周辺の状況 (6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置、規模及び構造 (7) 別表に掲げる作業の種類 (8) 別表に掲げる作業を行うために指定事業所に配置される施設で規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間 (9) 原材料、燃料及び用水の種類並びにそれらの使用量 (10) 指定事業所における用水及び排水の系統 (11) 排水の排出先 (12) 別表に掲げる作業の工程 (13) 公害の防止の方法に関する計画 (14) その他規則で定める事項</p> <p>3 前項第13号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第12号までに掲げる事項についてあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害(地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。)について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。 (許可の基準等) 第18条 市長は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。 (1) 第40条第1項、第41条第1項、第43条第1項、第45条第1項又は第49条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。 (2) 第44条第2項、第46条第1項若しくは第2項、第47条第1項又は第50条第2項の規定に違反すると認めるとき。 (3) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。 2 市長は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全体を包括して体系的に、かつ、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。</p>	<p>第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第44条第2項、第47条第1項、第50条第2項又は第61条第1項の規定に違反した者 (2) 第46条第3項、第53条、第54条、第56条第3項又は第91条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1) 第23条第1項、第58条第1項又は第64条の2第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第46条第4項、第61条第5項又は第88条の12の規定による命令に違反した者</p>	<p>第46条 平成11年12月24日制定(平成12年3月1日)改正なし</p> <p>第17条、18条 平成11年12月24日制定(平成12年3月1日)改正なし</p> <p>第131条、134条 平成11年12月24日制定(平成12年3月1日)改正なし</p>	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日 （）内は施行日 （「－」は該当条文なし）			
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	(特定有害物質等に係る調査等) 第80条 特定有害物質等製造等事業者又は過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者(第87条第2項の規定により記録の引継ぎを行った者を除く。)は、資料等により当該特定有害物質等の取扱状況、土地利用の履歴その他の規則で定める事項の調査(以下「資料等調査」という。)を実施し、その記録を保管しておかなければならない。	－	－	第80条 平成11年12月24日制定 (平成12年3月1日)改正なし	－	平成11年12月24日条例第50号 (平成12年3月1日) 平成13年3月29日条例第7号 平成14年3月28日条例第11号 平成14年12月27日条例第46号 平成16年3月24日条例第6号 平成16年6月24日条例第25号 平成16年10月14日条例第38号 平成17年12月22日条例第96号 平成19年3月20日条例第12号 平成21年12月24日条例第53号 平成22年3月26日条例第9号	平成11年12月24日 川崎市公害防止条例は廃止

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「－」は該当条文なし)	経過措置 (「－」は該当なし)
	〃 施行規則	<p>(施設の構造基準)</p> <p>第46条 条例第46条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、特定有害物質及び特定有害物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する作業に係る水その他の液体(以下これらを「特定有害物質及びその製造等の作業に係る水等」という。)の地下浸透を適切に防止できる不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 特定有害物質及びその製造等の作業に係る水等の量並びにそれらを取り扱う作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質及びその製造等の作業に係る水等の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 第43条第9号から第17号までに掲げる物質(以下「有機塩素系溶剤」という。)を製造し、使用し、保管し、又は処理する作業に係る施設で、床面の材質にひび割れ等が生ずるおそれがある場合にあつては、有機塩素系溶剤に耐浸透性のある材質等で必要な床面の被覆がなされていること、当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の有機塩素系溶剤及び有機塩素系溶剤を製造し、使用し、保管し、又は処理する作業に係る水その他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p>	－	－	第46条 平成12年12月1日制定 (平成12年12月20日) 改正なし	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
	〃 施行規則	<p>（資料等調査に係る事項） 第68条 条例第80条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 事業所の概要 (2) 特定有害物質等を含む原材料、使用薬品等の種類、使用目的、使用期間、使用量、使用場所、保管期間、保管場所、保管方法、保管量等並びにそれらの使用及び保管に係る作業内容及び作業工程 (3) 施設の破損その他の事故による特定有害物質等の漏出の有無、場所等 (4) 特定有害物質等を含む排水、排出ガス及び廃棄物の発生、排出等の状況及びそれらの処理施設等の概要、場所等 (5) 特定有害物質等を含む廃棄物の敷地内における埋立ての有無、量及び場所 (6) 施設の除却時において特定有害物質等が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 (7) 事業所の敷地内における土地利用の履歴、過去の事業活動、土地の造成方法等 (8) 地形、地質、排水の排出の状況等 (9) 既設の井戸等による地下水調査 (10) その他市長が必要と認める事項</p>	－	－	第68条 平成12年12月1日制定 (平成12年12月20日) 改正なし	－	平成12年12月1日規則第128号 (平成12年12月20日)	平成13年1月4日規則第1号 平成13年3月30日規則第36号 平成14年3月29日規則第37号 平成15年1月31日規則第2号 平成15年3月18日規則第13号 平成15年12月25日規則第129号 平成16年6月30日規則第68号 平成16年6月30日規則第69号 平成17年1月31日規則第1号 平成18年2月28日規則第8号 平成19年3月30日規則第29号 平成19年5月31日規則第68号 平成19年6月29日規則第73号 平成19年7月31日規則第76号 平成19年12月19日規則第101号 平成20年3月31日規則第31号 平成20年6月6日規則第79号 平成20年11月28日規則第114号 平成21年3月31日規則第31号 平成21年12月24日規則第91号 平成22年6月30日規則第63号 平成22年6月30日規則第64号	平成12年12月1日 川崎市公害防止条例施行規則は廃止

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「－」は該当条文なし)	経過措置 (「－」は該当なし)
長野市	長野市公害防止条例	－	－	－	－	－
	// 施行規則	－	－	－	－	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				経過措置 （「－」は該当なし）	条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日 （（）内は施行日） （「－」は該当条文なし）				
長野市	長野市公害防止条例	<p>（特定有害物質使用事業所の適正管理）</p> <p>第25条 特定有害物質使用事業者は、特定有害物質が地下に浸透することによる土壌及び地下水の汚染を防止するため、特定有害物質使用事業所の施設及び特定有害物質を適正に管理しなければならない。</p> <p>（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）</p> <p>第26条 特定有害物質使用事業者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。</p> <p>2 特定有害物質使用事業者は、特定有害物質使用事業所の敷地（以下「特定有害物質使用地」という。）を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に特定有害物質使用事業所を設置していた場合において当該特定有害物質使用地を返還しようとするときにあっては前項の記録を、特定有害物質使用地を貸与しようとするときにあっては同項の記録の写しを、特定有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっては、同様とする。</p>	－	－	第25条、26条 平成16年9月30日制定 （平成17年4月1日）改正なし	平成16年9月30日 条例第45号 （平成17年4月1日）	平成21年12月28日条例第95号 平成22年6月29日条例第35号	平成16年9月30日 長野市公害防止条例（旧条例）、長野市地下水の保全に関する条例は廃止	
	// 施行規則	<p>（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）</p> <p>第15条 条例第26条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聴き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、特定有害物質の使用状況に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。</p> <p>2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況</p> <p>(2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用状況の概要</p> <p>(3) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成状況の概要</p> <p>(4) 過去の事業活動の概要</p> <p>(5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量</p> <p>(6) 特定有害物質を含む汚水、廃液、廃棄物等の発生状況及び排出経路</p> <p>(7) 汚水又は廃液の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所</p> <p>(8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量</p> <p>(9) 地形、地質等の概要</p> <p>(10) 特定有害物質を含む排ガス又は汚水若しくは廃液を排出する者は、その汚染状態を測定した記録</p> <p>(11) 施設を撤去するときは、特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所</p> <p>(12) その他市長が特に必要と認める事項</p>	－	－	第15条 平成16年9月30日制定 （平成17年4月1日）改正なし	平成16年9月30日 規則第49号 （平成17年4月1日）	平成18年9月28日規則第56号 平成22年6月29日規則第28号	平成16年9月30日 長野市公害防止条例施行規則（旧条例施行規則）、長野市地下水の保全に関する条例施行規則は廃止	

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「－」は該当条文なし)	経過措置 (「－」は該当なし)
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	－	－	－	－	－
	〃 施行細則	－	－	－	－	－
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	(地下浸透の防止) 第25条 使用事業者は、対象物質による地下水等の汚染を防止するため、 <u>対象物質を適正に管理しなければならない。</u> 2 使用事業者は、対象物質が大気へ蒸発した後、地下へ浸透することによって地下水等が汚染されることを防止するため、 <u>対象物質の大気への蒸発を抑制するよう努めなければならない。</u> 3 使用事業者は、対象物質が保管場所及び貯蔵施設から漏出することのないよう点検等を実施しなければならない。	－	－	第25条 平成14年6月28日制定 (平成15年4月1日) 改正なし	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （（）内は施行日）	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	(特定有害物質による土壌及び地下水の汚染の禁止等) 第53条 特定有害物質を取り扱う事業者は、特定有害物質又はこれを含む排出ガス、汚水、廃液等(以下「特定有害物質等」という。)をみだりに飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。 2 特定有害物質等を取り扱う事業者は、特定有害物質等を適正に管理するとともに、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。	－		第53条 平成15年3月25日制定 (平成15年10月1日) 改正なし	平成15年03月25日 条例第15号	平成15年3月25日 条例第15号 (平成15年10月1日)	平成17年3月29日条例第39号 平成20年3月31日条例第37号	平成15年3月25日 名古屋市公害防止条例の全部を改正
	// 施行細則	－	－	－	－		平成15年09月10日 規則第117号 (平成15年10月1日)	平成17年09月30日規則第158号 平成18年11月22日規則第173号 平成18年12月22日規則第180号 平成21年10月22日規則第115号	－
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	(地下浸透の防止) 第25条 使用事業者は、対象物質による地下水等の汚染を防止するため、対象物質を適正に管理しなければならない。 2 使用事業者は、対象物質が大気へ蒸発した後、地下へ浸透することによって地下水等が汚染されることを防止するため、対象物質の大気への蒸発を抑制するよう努めなければならない。 3 使用事業者は、対象物質が保管場所及び貯蔵施設から漏出することのないよう点検等を実施しなければならない。 (自主検査等) 第27条 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度を定期的に測定(以下「自主検査」という。)し、その結果を保存するものとする。 2 自主検査の要領は、規則で定める。 3 使用事業者は、第1項の規定により実施した自主検査の結果が汚染基準を超えた場合は、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。 4 使用事業場の敷地となっている土地の所有者その他当該土地の管理権限を有する者で、当該使用事業場の地下水等について対象物質の濃度を測定した者(使用事業者を除く。)は、対象物質の濃度が汚染基準を超えたことが明らかになった場合には、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。 5 市長は、前項の規定により報告を受けた結果を当該報告に係る使用事業場の使用事業者に通知しなければならない。 6 使用事業者は、使用事業場内の地下水等について、対象物質の濃度が汚染基準を超えたことを知ったときは、その原因を究明し、地下水等の汚染の拡大を防止する措置又は汚染を予防する措置を講じなければならない。 7 使用事業者は、前項の措置を講じた場合は、その講じた措置の内容を速やかに市長に報告しなければならない。 8 市長は、使用事業者が第6項に規定する措置を講じないとき又は同項の規定により使用事業者が講じた措置が地下水等を保全する上で不適当であると認めるときは、当該使用事業者に対し、地下水等の汚染状況を把握するための詳細な調査その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう勧告する権利が与えられる。	－	－	第25条、27条 平成14年6月28日制定 (平成15年4月1日) 改正なし	－	平成14年06月28日 条例第26号 (平成15年4月1日)	平成17年09月27日条例第78号	－

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日/改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
	〃 施行規則	<p>(地下浸透の防止)</p> <p>第15条 条例第25条第1項の規定による対象物質の適正な管理は、別表第3に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第2項の規定による対象物質の大気への蒸発の抑制は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 使用する設備については、密閉性の高い構造とし、適正に維持管理すること。</p> <p>(2) 排ガスについては、必要に応じて活性炭吸着装置等により、適正に処理すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、大気への蒸発を抑制するための適切な措置を講ずること。</p> <p>表第3(施行規則第15条関係)</p> <p>第1 対象物質の保管に関する事項</p> <p>1 対象物質は、地上に保管すること。</p> <p>2 保管容器は、対象物質が漏出しにくい構造及び材質の容器とすること。</p> <p>3 対象物質は、保管容器の下に受け皿(ステンレス鋼製等の対象物質に耐性を持つものに限る。以下同じ。)を設置し、若しくは床面に樹脂被覆(対象物質に耐性を持つ合成樹脂等のもので、つなぎ目等からの地下浸透の防止措置を講じてあるものに限る。以下同じ。)を施し、又はこれらと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じて、屋内に保管すること。ただし、やむを得ず屋外に保管するときは、次号に掲げる場合を除き、これらの防止措置に加え、屋根を設けること。</p> <p>4 タンクにより対象物質を保管するときは、タンク容量に対応した受け皿若しくは防液堤等を設置して対象物質の漏洩を防止するとともに、雨水等の進入に対応した構造とする。その内面については、前号の規定による地下浸透を防止するための措置を講ずること。</p> <p>5 保管場所ごとの周囲(受け皿又は防液堤等が設置してあるときは、その外側。以下同じ。)に、対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置すること。</p> <p>第2 対象物質等を使用する設備等に関する事項</p> <p>1 設備及び配管類(対象物質(再生液を含む。))又は廃液が流れる配管、弁等は、屋内に設置すること。</p> <p>2 配管類は、地中又は壁内に埋設して敷設しないこと。</p> <p>3 設備及び配管類の下床面、対象物質により洗浄等が行われた物品等を置く場所には、受け皿を設置すること。ただし、設備及び配管類の下床面全体を樹脂被覆し、又はこれと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じてあるときは、この限りではない。</p> <p>4 使用する設備ごとの周囲に、対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置すること。</p> <p>第3 対象物質を使用する作業等に関する事項</p> <p>1 洗浄作業を実施したときは、洗浄後の対象物質の液切りを十分に行うこと。</p> <p>2 器具(布、ブラシ等)を用いて洗浄するときは、器具による対象物質の飛散や流出を起さないように行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。</p> <p>3 移替えの作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。</p> <p>4 運搬の作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うこと。</p>	－	－	第15条 平成14年6月28日制定 (平成15年4月1日) 改正なし	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（）内は施行日（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
	〃 施行規則	<p>(自主管理) 第16条 条例第26条の規定による記録は、自主管理記録表(様式第8号)によって行うものとする。 2 使用事業者は、前項の記録表を10年間保存しておくものとする。</p> <p>(自主検査) 第17条 条例第27条第2項の規則で定める自主検査の要領は、次のとおりとする。 (1) 使用している、又は使用していた対象物質について、事業場内に地下水を揚水する設備を有する場合は地下水について、地下水を揚水する設備を有しない場合は土壌について年1回以上測定するものとする。 (2) 地下水については地下水環境基準に定める測定方法、土壌については土壌環境基準に定める測定方法により行うものとする。 (3) 使用事業者は、自主検査の結果を3年間保存するものとする。</p> <p>別表第3(施行規則第15条関係) 第1 対象物質の保管に関する事項 1 対象物質は、地上に保管すること。 2 保管容器は、対象物質が漏出しにくい構造及び材質の容器とすること。 3 対象物質は、保管容器の下に受け皿(ステンレス鋼製の対象物質に耐性を持つものに限る。以下同じ。)を設置し、若しくは床面に樹脂被覆(対象物質に耐性を持つ合成樹脂等のもので、つなぎ目等からの地下浸透の防止措置を講じてあるものに限る。以下同じ。)を施し、又はこれらと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じて、屋内に保管すること。ただし、やむを得ず屋外に保管するときは、次号に掲げる場合を除き、これらの防止措置に加え、屋根を設けること。 4 タンクにより対象物質を保管するときは、タンク容量に対応した受け皿若しくは防液堤等を設置して対象物質の漏洩を防止するとともに、雨水等の進入に対応した構造とする。その内面については、前号の規定による地下浸透を防止するための措置を講ずること。 5 保管場所ごとの周囲(受け皿又は防液堤等が設置してあるときは、その外側。以下同じ。)に、対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置すること。</p> <p>第2 対象物質等を使用する設備等に関する事項 1 設備及び配管類(対象物質(再生液を含む。))又は廃液が流れる配管、弁等は、屋内に設置すること。 2 配管類は、地中又は壁内に埋設して敷設しないこと。 3 設備及び配管類の下の床面、対象物質により洗浄等が行われた物品等を置く場所には、受け皿を設置すること。ただし、設備及び配管類の下の床面全体を樹脂被覆し、又はこれと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じてあるときは、この限りではない。 4 使用する設備ごとの周囲に、対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置すること。</p> <p>第2 対象物質等を使用する設備等に関する事項 1 設備及び配管類(対象物質(再生液を含む。))又は廃液が流れる配管、弁等は、屋内に設置すること。 2 配管類は、地中又は壁内に埋設して敷設しないこと。 3 設備及び配管類の下の床面、対象物質により洗浄等が行われた物品等を置く場所には、受け皿を設置すること。ただし、設備及び配管類の下の床面全体を樹脂被覆し、又はこれと同等以上の地下浸透を防止するための措置を講じてあるときは、この限りではない。 4 使用する設備ごとの周囲に、対象物質の漏出による地下水等の汚染状態を確認できる点検口を、それぞれ1か所以上設置すること。</p>	—	—	第16条、17条 平成14年6月28日制定 (平成15年4月1日)改正なし	—	平成14年06月28日規則第45号 (平成15年4月1日)	平成15年03月31日規則第8号 平成18年12月26日規則第91号 平成20年03月31日規則第7号 平成21年06月26日規則第42号	—

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
		<p>第4 点検管理に関する事項</p> <p>1 第1項第5号及び第2項第4号に規定する点検口により、週1回以上、対象物質の漏出の有無を測定し、その結果を記録して1年間保存すること。</p> <p>(1) 点検口は、次の構造とすること。</p> <p>ア 点検口を通して、ボーリングバー・検知管法による簡易測定ができる構造とすること。</p> <p>イ 点検口の上端は、床面等から50ミリメートル以上高くし、ふたを設けること。</p> <p>ウ 点検口と床面等との接合部は、地下浸透を防止するための措置を講じておくこと。</p> <p>(2) 測定は、ガス検知管を用いて行う簡易測定法とし、必要に応じてガスクロマトグラフ法等の公定法により測定すること。</p> <p>2 前号に定めるもののほか、保管場所にあつては、その保管場所において作業を行う都度、対象物質の漏出の有無を点検すること。</p> <p>3 前2号に定めるもののほか、使用する設備にあつては、その設備、機器等の異常の有無及び対象物質の漏出の有無を始業時に点検すること。</p>				
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	<p>(油の流出等の防止)</p> <p>第31条 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させるおそれのある施設で規則で定めるものを設置する事業者は、油水分離施設等を設置するとともに、油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させないよう当該油水分離施設等を維持管理しなければならない。</p> <p>2 工場等で油を取り扱う事業者は、当該油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させないよう油水分離施設を設置する等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	—	—	第31条 平成19年12月19日制定 (平成20年7月1日) 改正なし	附 則 2 この条例の施行の際、現に第31条第1項に規定する規則で定める施設を設置し、又は設置に着手している事業者については、同項の規定は、適用しない。
	〃 施行規則	—	—	—	—	—

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（）内は施行日（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
		<p>第3 対象物質を使用する作業等に関する事項</p> <p>1 洗浄作業を実施したときは、洗浄後の対象物質の液切りを十分に行うこと。</p> <p>2 器具(布、ブラシ等)を用いて洗浄するときは、器具による対象物質の飛散や流出を起こさないように行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。</p> <p>3 移替えの作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うものとし、必要に応じて受け皿を設置すること。</p> <p>4 運搬の作業は、対象物質が飛散し、又は流出しないように行うこと。</p> <p>第4 点検管理に関する事項</p> <p>1 第1項第5号及び第2項第4号に規定する点検口により、週1回以上、対象物質の漏出の有無を測定し、その結果を記録して1年間保存すること。</p> <p>(1) 点検口は、次の構造とすること。</p> <p>ア 点検口を通して、ポーリングバー・検知管法による簡易測定ができる構造とすること。</p> <p>イ 点検口の上端は、床面等から50ミリメートル以上高くし、ふたを設けること。</p> <p>ウ 点検口と床面等との接合部は、地下浸透を防止するための措置を講じておくこと。</p> <p>(2) 測定は、ガス検知管を用いて行う簡易測定法とし、必要に応じてガスクロマトグラフ法等の公定法により測定すること。</p> <p>2 前号に定めるもののほか、保管場所にあつては、その保管場所において作業を行う都度、対象物質の漏出の有無を点検すること。</p> <p>3 前2号に定めるもののほか、使用する設備にあつては、その設備、機器等の異常の有無及び対象物質の漏出の有無を始業時に点検すること。</p>							
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	<p>(油の流出等の防止)</p> <p>第31条 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させるおそれのある施設で規則で定めるものを設置する事業者は、油水分離施設等を設置するとともに、油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させないよう当該油水分離施設等を維持管理しなければならない。</p> <p>2 工場等で油を取り扱う事業者は、当該油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させないよう油水分離施設を設置する等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	－	－	第31条 平成19年12月19日制定 (平成20年7月1日)改正なし	附 則 2 この条例の施行の際、現に第31条第1項に規定する規則で定める施設を設置し、又は設置に着手している事業者については、同項の規定は、適用しない。	平成19年12月19日 条例第54号 (平成20年7月1日)	平成22年03月19日条例第4号	－
	〃 施行規則	－	－	－	－	－	平成20年02月01日 規則第2号 (平成20年7月1日)	平成22年03月31日規則第22号 平成22年06月30日規則第35号	－

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「-」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の 制定日／改正日 ()内は施行日 (「-」は該当条文なし)	経過措置 (「-」は該当なし)
豊田市	豊田市の環境を守り育てる条例	-	-	-	-	-
	豊田市の環境を守り育てる規則	-	-	-	-	-

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日（）内は施行日（「－」は該当条文なし）				経過措置（「－」は該当なし）
豊田市	豊田市の環境を守り育てる条例	(油の流出及び地下浸透の禁止) 第33条 油(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第4項に規定する油をいう。以下同じ。)を取り扱う者は、当該油の適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域(同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)へ流出させ、又は地下に浸透させてはならない。 2 油を取り扱う者は、その施設において当該油が公共用水域に流出し、又は地下に浸透していないことを定期的に点検しなければならない。 3 公共用水域へ油を流出させた者又は地下に油を浸透させた者(水質汚濁防止法第14条の2第1項の特定事業場の設置者及び同条第2項の貯油事業場等の設置者を除く。次項において「油流出者等」という。)は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油の流出又は浸透を防止し、及び流出又は浸透した油の回収のために必要な措置を講じなければならない。 4 油流出者等は、前項の措置を講じたときは、速やかにその状況等を市長に届け出なければならない。 5 市長は、前項の規定による届出があった場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要があると認めるときは、当該油の流出又は浸透の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。	－	－	第33条 平成18年03月30日制定 (平成18年10月1日) 改正なし	－	平成18年03月30日 条例第6号 (平成18年10月1日)	平成22年06月30日条例第50号	平成18年03月30日 豊田市公害防止条例は廃止
	豊田市の環境を守り育てる規則	－	－	－	－	－	平成18年06月30日 規則第49号 (平成18年10月1日)	－	－

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
大津市	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	<p>(汚水浸透の禁止)</p> <p>第50条 汚水発生施設を有する工場等及びその他の工場等で、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生じさせるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「地下浸透禁止物質」という。)を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行う者は、当該地下浸透禁止物質又は当該作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。</p> <p>2 前項の作業を行う者は、当該作業に係る施設を規則で定める構造を有するものにしなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該施設を前項の規定による構造を有するものに改善するよう命ずることができる。</p>	<p>(指定工場等の設置の許可)</p> <p>第30条 指定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その記載を一部省略することができる。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 指定工場等の名称及び所在地</p> <p>(3) 指定工場等の業種、使用する原材料及び主要な生産品目</p> <p>(4) 指定工場等の敷地内における建築物等の配置及び構造</p> <p>(5) 施設の使用及び管理の方法</p> <p>(6) 公害の防止の方法</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る指定工場等が次に掲げる規制基準に違反しないときでなければ許可してはならない。</p> <p>(1) 水質汚濁防止法第3条並びに大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条及び第4条の規定により定められた排水基準及び排出基準並びに滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)第9条の規定により定められた規制の基準のうち、有害物質に係る規制基準</p> <p>(2) 第29条第1号に規定する排水基準のうち、有害物質に係る排水基準</p> <p>(3) 第29条第2号に規定する規制基準のうち、ばい煙に係る規制基準</p> <p>3 市長は、第1項の許可について、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。</p>	<p>第123条 第30条第1項の許可を受けずに指定工場等を設置した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第23条第2項又は第27条第3項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第50条第3項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第65条において準用する第45条又は第46条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 第95条の規定による命令に違反した者</p>	<p>第50条 平成10年09月25日制定(平成11年6月24日)改正なし</p> <p>第30条 平成10年09月25日制定(平成11年6月24日)改正なし</p> <p>第123条、127条 平成10年09月25日制定(平成11年6月24日)改正なし</p>	－
	// 施行規則	<p>(地下浸透禁止物質を製造し、使用し、又は保管する作業に係る施設の構造)</p> <p>第59条 条例第50条第2項の規則で定める構造は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 床面は、地下浸透禁止物質が地下に浸透しないよう適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材料とし、そのひび割れ等が心配される場合にあつては、表面は当該物質に耐性のある材質で被覆がなされているか又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置する等浸透防止措置がとられていること。</p> <p>(2) 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ、必要な場合には、当該物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等当該物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 地下浸透禁止物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p>	－	－	<p>第59条 平成11年06月18日制定(平成11年6月24日)改正なし</p>	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）					条例の制定日 （）内は施行日	条例の沿革	備考
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日／改正日 （）内は施行日 （「－」は該当条文なし）	経過措置 （「－」は該当なし）			
大津市	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	－	－	－	－	－	平成10年09月25日 条例第27号 （平成11年6月24日）	平成12年12月20日条例第88号 平成13年09月26日条例第49号 平成17年12月26日条例第125号	平成10年09月25日 大津市の生活環境の保全と増進に関する条例(旧条例)の全部を改正
	// 施行規則	－	－	－	－	－	平成11年06月18日 規則第64号 （平成11年6月24日）	平成12年09月01日規則第90号 平成12年12月28日規則第124号 平成13年03月30日規則第19号 平成13年09月26日規則第80号 平成16年07月01日規則第57号 平成17年03月28日規則第20号 平成17年10月03日規則第112号 平成18年02月15日規則第17号 平成18年06月23日規則第93号 平成18年07月18日規則第104号 平成18年09月29日規則第121号 平成19年04月01日規則第54号 平成19年08月15日規則第81号 平成20年07月15日規則第58号 平成21年03月23日規則第82号 平成21年04月01日規則第92号 平成22年06月01日規則第63号	平成11年06月18日 大津市の生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の全部を改正

自治体名	条例	構造基準に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「構造基準」該当条文の制定日／改正日（（）内は施行日）（「－」は該当条文なし）	経過措置（「－」は該当なし）
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	<p>(許可の基準)</p> <p>第29条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えてはならない。</p> <p>(1) 当該指定工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が規制基準(この条例に定めのないものについては、公害関係法令に定める規制基準とする。)に適合しないと認めるとき。</p> <p>(2) 当該指定工場等が規則で定める条件に適合しないとき。</p>	<p>(指定工場等設置の許可)</p> <p>第28条 指定工場等を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第59条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第28条第1項の許可を受けずに指定工場等を設置した者</p> <p>第60条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第29条 昭和51年11月1日制定(昭和51年11月1日)改正なし</p> <p>第28条 昭和51年11月1日制定(昭和51年11月1日)改正なし</p> <p>第59条、60条 昭和51年11月1日制定(昭和51年11月1日)平成4年3月31日一部改正(平成4年4月1日)刑法改正に伴う罰則規定金額の変更</p>	－
	〃 施行規則	<p>(指定工場等の設置許可の条件)</p> <p>第10条 (1)～(14)は、地下浸透に係る構造基準に該当しない。</p> <p>(15) 汚水に係る有害物質又は酸若しくはアルカリを取り扱う施設を設置しようとするものにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 当該作業場(汚水に係る有害物質の貯蔵場所及び当該有害物質を含む原料等の貯蔵場所を含む。)の床面を樹脂塗料で塗装する等汚水又は廃液が地下に浸透しないもの</p> <p>イ 汚水又は廃液が当該作業場以外の場所を汚染しないもの</p> <p>(16) 生活環境を著しく阻害しないこと。</p>	－	－	<p>第10条 昭和51年11月1日制定(昭和51年11月1日)改正なし</p>	－

自治体名	条例	点検・管理に関する条文（「－」は該当する条文が無いことを表す）				条例の制定日 （()内は施行日）	条例の沿革	備考	
		該当条文	該当条文に関連する届出、許可等に関する規定	関連する罰則規定	「点検管理」該当条文の制定日/改正日 （()内は施行日） （「－」は該当条文なし）				経過措置 （「－」は該当なし）
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	－	－	－	－	－	昭和48年4月20日 東大阪市条例第9号 (昭和48年10月1日)	昭和51年11月1日条例第34号 平成3年3月28日条例第10号 平成4年3月31日条例第3号 平成9年3月31日条例第11号 平成13年3月31日条例第17号 平成13年7月30日条例第32号	－
	〃 施行規則	－	－	－	－	－	昭和48年9月1日 東大阪市規則第47号 (昭和48年10月1日)	昭和51年10月25日規則第55号 昭和52年2月28日規則第5号 昭和52年4月1日規則第19号 昭和53年4月25日規則第18号 平成2年4月28日規則第17号 平成3年6月29日規則第56号 平成5年3月15日規則第4号 平成5年8月2日規則第46号 平成9年4月30日規則第29号 平成13年1月5日規則第2号 平成13年3月31日規則第20号 平成13年6月5日規則第35号 平成15年3月31日規則第36号	－